



# 進路だより

揖斐特別支援学校

キャリア支援部 第2号



～ 未来へはばたくみなさんへ ～

令和7年度 6月発行

## 令和6年度の当校高等部の卒業生の進路先

卒業生8名の進路先は、一般就労に5名、福祉就労（B型事業所）に3名でした。具体的な進路先は、下記の通りです。



【進路先：一般就労】

事業所名	就労場所	職種
株式会社 ギフ加藤製作所	本巣市	製品の検品、部品の投入等
コダマ樹脂工業株式会社	池田町	出荷に伴う梱包作業等
有限会社 国枝工業	池田町	部品の加工・組立等
ギフハイテック株式会社	神戸町	製品の測定、パレットの整理、部品の運搬等
株式会社 サン・シング東海	大野町	布団の解体、布団の綿入れ等

※どの企業も、法定雇用率（**現在、民間企業の法定雇用率は2.5%**）の達成を意識し、障がい者雇用に取り組んでいます。法定雇用率を達成している企業は、雇用を控え実習の受け入れ自体も中止する場合があります。上記の企業で、今年度も実習の受け入れ及び就労に結びつく保証はありませんので、ご理解ください。

※「進路だより第1号」で紹介したように、**2026年7月には、法定雇用率が2.7%**に引き上げられます。そのため、今後、社会的責任を果たすために、より積極的な採用を心掛ける企業も出てくると考えられます。

★就労に結び付けるためには、どうしたらいいの？

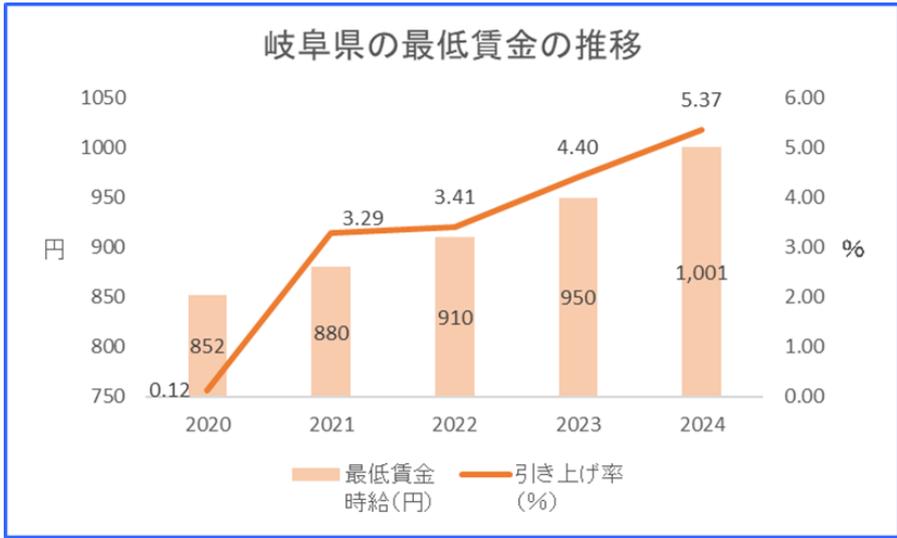
企業の方は、**現場実習を通し、実習生が企業の求める人材であるか“マッチングの場”として見えています。**実習前のお子様との会話の中で、“仕事が自分に合っているのか？”や“果たして、実習先の仕事にやりがいを感じるのか？”と不安を感じる質問を多く受けます。進路の担当になり、たくさんの卒業生と関わる中で、初めから好きな仕事を明確に持ち、実習に自信を持って臨んでいた生徒はいませんでした。「好きな仕事だからここで実習を行う」ではなくて、どんな仕事内容でもまず**「真剣に実習に取り組む」**ことで、「好きな（やりがいのある）仕事が見つかった」に変わっていきました。慣れない環境での実習に不安はあると思いますが、まずは、ベストを尽くすことが大事！私の尊敬する故アントニオ猪木さん風にエールを贈るなら**「実習を体験すればどうなるものか 危ぶむなかれ 迷わずやれよ やればわかるさ 自分の力！」**

※最低賃金について

Q：「最低賃金」とは何ですか？

A：最低賃金とは、最低賃金法に基づいて国が定めた賃金の最低限度額（時給換算）のことで、**事業主は最低賃金以上を労働者に支払わなければなりません。**最低賃金というと、都道府県ごとに定められる地域別最低賃金が一般的ですが、特定地域内の特定の産業について定められる**特定最低賃金**もあります。**地域別最低賃金は、毎年10月頃に改定**されます。

裏面もあります。



※岐阜県の現在の最低賃金は、1,001円です。お隣の愛知県の最低賃金は、1,077円で、人材を確保するために、県内でも最低賃金を上回る賃金設定をしている企業が多くあります。今後更に賃金の上昇は続くと思われます。

【進路先：福祉就労】

事業所名	就労場所	職種
ウェルテクノス ジョブトレーニングセンター	大垣市	B型 軽作業：布折り、製品の検品と袋詰め等
池田町障害福祉サービス事業所 ふれ愛の家	池田町	B型 軽作業：箱折り、商品の箱詰め等
就労継続支援B型事業所 いろどり	神戸町	B型 軽作業：ネギの出荷準備、米ぬかの箱詰め等

※福祉就労先の事業所には、定員があります。必ず卒業後に利用できるとは限りません。そのため、高等部2年生の2回の実習では違う事業所で体験することをお勧めします。また、サービス形態だけにこだわらず、その事業所ではどのような作業（企業から委託された工賃作業・自主製品作り・食品加工等）や活動（一日中作業・午前中作業、午後は創作活動やレクリエーション等）をしているか、それがお子様に合っているかを確認してください。見学したい事業所があれば、キャリア支援部から一度確認をとりますので、ご連絡ください。運営方針や利用後の送迎の有無等も確認しておくことをお勧めします。

◆新たな障害福祉サービスが開始されます！！◆

今年の10月から「就労選択支援」が開始されます。施行に伴い、就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要があります。（就労継続支援A型においても、令和9年4月から利用。）就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。厚労省が作成したマニュアルによると、卒業後の進路選択を考える上で、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するために、特別支援学校高等部の各学年で実施できます。また、在学中に複数回実施することや現場実習や校内作業実習のタイミングでの実施も可能になります。

第3号の進路だよりでは、「就労選択支援」についてより詳しくお伝えします。